



令和6年3月



市営住宅（空き家）

入居募集のしおり（随時募集）

申込書配布

2月13日（火）～3月22日（金）

受付期間

3月 1日（金）～3月22日（金）

受付時間

平日 午前9時～午後5時

※土、日曜日、祝日は受付していません

市営住宅の申込みにあたっては、収入基準や市内居住年数など、いろいろな資格要件があります。

この『しおり』を最後までよくお読みになり、申込用紙に必要事項を記入の上、必要な書類を揃えてからお申し込みください。

小田原市 建築課 市営住宅管理係

TEL 0465-33-1553



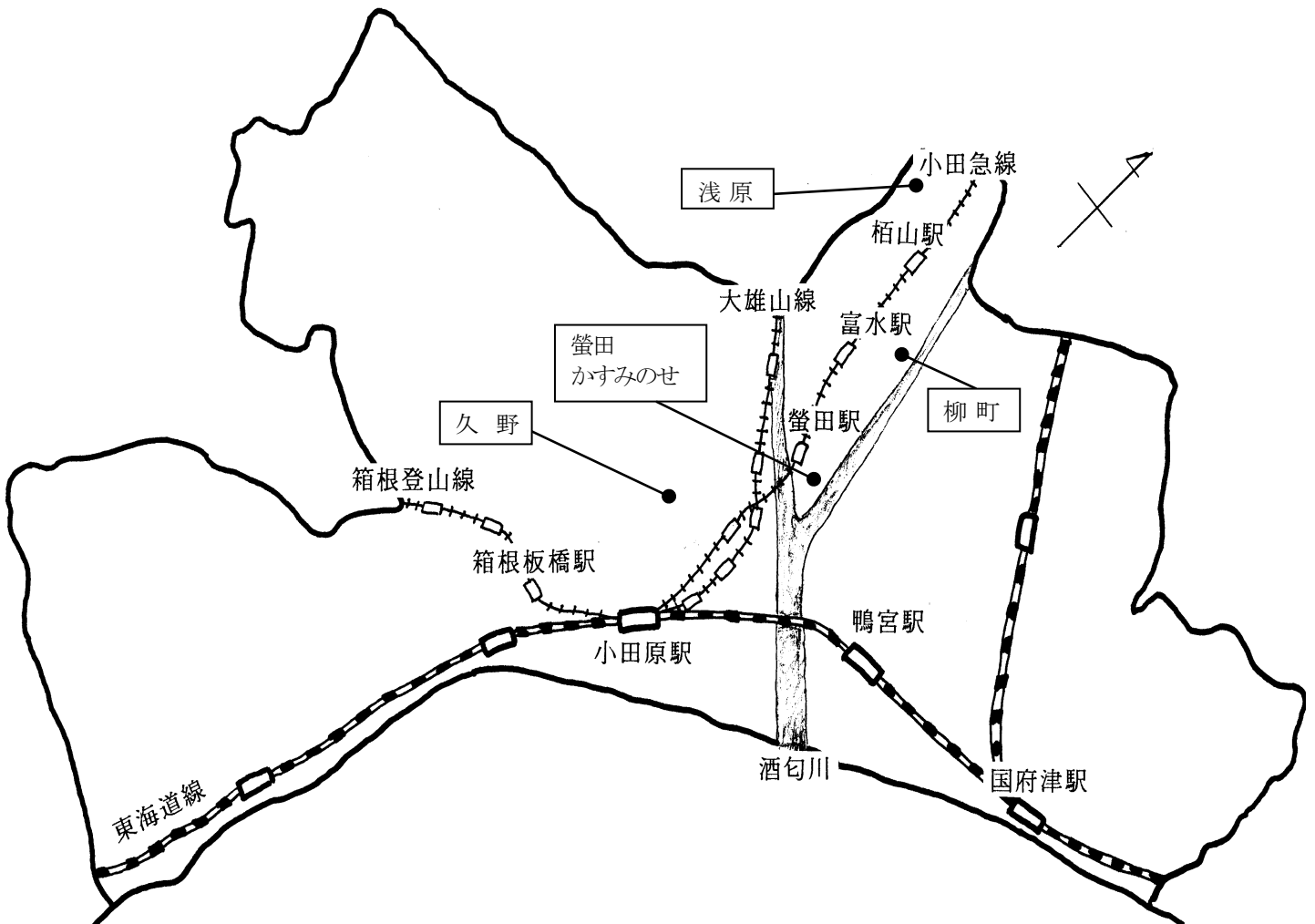
もくじ



1 申込みから入居までの流れ・・・	2P	8 公開抽選・・・・・・・・・・	11P
2 募集する住宅・・・・・・・・・・	3P	9 入居の手続き・・・・・・・・・・	11P
3 申込手続き・・・・・・・・・・	3P	10 申込み及び入居の注意事項・・	12P
4 資格審査・・・・・・・・・・	3P	11 募集住宅一覧表・・・・・・・・・・	14P
5 申込みに必要な書類・・・・・・・・	4P	12 募集住宅の間取り・・・・・・・・	15P
6 申込資格・・・・・・・・・・	5P	☆ 市営住宅一覧表・・・・・・・・	17P
7 月収額（収入基準）の計算・・	7P		

募集住宅位置図

※ 募集住宅の詳しい内訳は14ページ「11 募集住宅一覧表」を参照してください。



1 申込みから入居までの流れ

募集のしおり配布 2月13日(火) ~ 3月22日(金)

入居申込書及び添付書類の提出

日時 3月1日(金)~3月22日(金) 午前9時から午後5時まで
場所 市役所5階 建築課(黄色通路)

- *平日のみ受付。土、日曜日、祝休日は受付していませんのでご注意ください。
- *受付順に資格審査を行い、入居適格者であれば、受付順に入居者を決定します。
ただし、同一日の受付において、同一住戸への入居希望者が複数人いた場合は、後日、抽選を行い、入居者を決定します。
- *入居申込書には希望する住戸を一つ記入することができます。

資格審査

入居適格者・不適格者決定通知

3月15日(金)までに申込まれた方 3月29日(金)頃までに発送
3月18日(月)以降に申込まれた方 4月5日(金)頃までに発送

(適格者・抽選なしの場合)

(適格者・抽選の場合)

同一日の受付において、同一住戸への入居希望者(適格者)が複数人いた場合は抽選

(不適格者)

入居決定通知

受付順に決定
適格者通知と同時に発送

公開抽選 4月12日(金) 午前10時
601会議室
必ず出席していただきます(代理人可)。

不適格者通知

当 選

落 選

*落選の方には通知いたしません

抽選会当選者入居決定通知 4月17日(水)頃までに発送

入居説明会 4月30日(火)午前10時(市役所6階 601会議室)

入居手続き(書類提出等) 4月30日(火)~5月20日(月) 市役所5階 建築課

(手続きをされない場合)

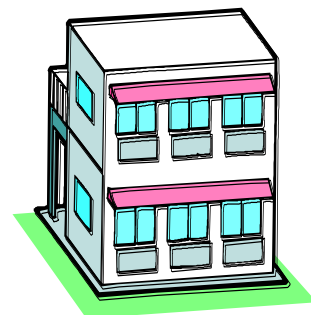
入居者決定取り消し

入居許可

許可書・鍵渡し : 5月30日(木)
入 居 日 : 6月1日(土)

2 募集する住宅

区 分	間取り	募集戸数
家 族 向 け	3DK	12戸
	2DK	
家族・単身者向け	3DK	
	3K	1戸
	2K	1戸
合 計		14戸



※詳しくは、14ページ『11 募集住宅一覧表』を参照

◆募集する住宅の中から、希望する住戸を一つ選択してください。

◆資格審査後、受付順に入居適格者の中から入居を決定していきます。ただし、同一日に同一住戸への希望が複数人いた場合には、後日、抽選で決定します。

3 申込手続き

(1) 募集のしおり・申込用紙の配布

◆配布期間 2月13日(火)～3月22日(金)

◆配布場所 市役所5階建築課・2階総合案内、マロニエ住民窓口、
いずみ住民窓口、こゆるぎ住民窓口、アークロード市民窓口

(2) 申込み

◆受付期間 3月1日(金)～3月22日(金) 午前9時～午後5時
*平日のみ受付可。土、日曜日、祝休日は受付していません。

※正午から午後1時までの時間は多少お待ちいただく場合があります。

◆申込場所 市役所5階 建築課(黄色通路)

◆申込方法 本人または同居予定の家族の方が直接お越しください。

(申込時に受付審査がありますので、代理の方の申込み及び郵送による申込みは受け付けません。)

4 資格審査・入居の決定

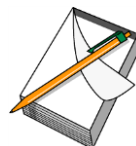
(1) 申込み受け後、提出書類の内容審査及び納税状況等の確認をいたします。

(2) 審査結果に基づき、3月15日(金)までに申込まれた方には3月29日(金)まで、3月18日(月)以降に申し込まれた方には4月5日(金)までに『入居適格者・不適格者決定通知書』を発送します。

(3) 受付順に資格審査を行い、入居適格者であれば、受付順に入居者を決定します。入居適格者決定通知書と同時に、入居決定通知書を発送します。

【ただし、同一日の受付において、同一住戸への入居希望者(適格者)が複数人いた場合には抽選を行いますので、公開抽選についてご案内します。】

5 申込みに必要な書類等



(1) 申込書 (別紙)

申込書4ページの同意書欄に、申込者及び同居の家族が直筆で氏名を記入してください。

(2) 所得が証明できる書類 (入居する方全員分)

① 給与収入のある方 令和4年1月1日以前から現在の会社に勤務 …………… 令和4年分源泉徴収票 (勤務先 発行) (コピー可) 令和4年1月2日以降現在の会社に勤務 …………… 月別収入証明 } 申込書の 就職してまだ1か月分の給与を受けていない方 …………… 雇用条件証明 } 3ページ参照	
② 事業所得などのある方	令和5年度課税証明書 (市役所2階 資産税課、住民窓口、市民窓口等 発行) または令和4年分確定申告書控
③ 年金収入のある方 国民 (老齢) 年金、厚生 (老齢) 年金、恩給、各種共済年金など	年金支払通知書または年金の令和3年分源泉徴収票のいずれか
④ 失業中で雇用保険を受給している方	雇用保険受給資格者証 (コピー) (小田原公共職業安定所 発行)
⑤ 生活保護を利用している方	生活保護受給証明書 (市役所2階 生活援護課 発行)
⑥ 前年および現年に所得があり、現在無職の方	所得の分かる書類 (①～③) 及び離職証明書 (前勤務先 発行)
⑦ 前年から引き続き無職の方	令和5年度非課税証明書 (市役所2階 資産税課、住民窓口、市民窓口等 発行)

※土曜・日曜の税証明の発行につきましては、マロニエ住民窓口・アークロード市民窓口 (8時30分から17時まで) で可能ですが、事前の予約 (資産税課33-1361) が必要です。

(3) 申込世帯全員の住民票の写し (「続柄・本籍地等」記載、3ヶ月以内に発行のもの。)

※土曜・日曜は、マロニエ住民窓口・アークロード市民窓口 (一部取り扱いができない場合があります。) (8時30分から17時まで) で取得できます。

※新型コロナウイルス感染防止のため開所時間等の変更がある場合があります。各窓口にお問い合わせください。(マロニエ住民窓口47-7000・アークロード市民窓口24-3731)

(4) 借家契約書または家賃領収書

※契約書は必ずコピーを添付してください。

※契約書のない方は、家賃の領収書に貸し主の証明を受けてください。

(5) 本人確認書類

運転免許証、マイナンバーカードなど本人確認のできる書類をお持ちください。

(6) その他 (該当する場合は提出してください。)

現在、正当な立ち退き要求を受けている場合	→ 申込書2ページの立退き要求証明書欄に貸し主の証明を受けてください。(貸し主からの内容証明や調停書類などの提示があれば記入は不要です。)
婚約中で申込みをする場合	→ 仲人や結婚式場などの第三者の証明書
その他、必要と認められる書類	→ 障害者手帳・母子健康手帳・国立ハンセン病療養所等の長の発行する証明書など

※手帳等はコピーを添付してください。

6 申込資格（申込資格におけるすべての基準日は、令和6年3月1日です）

(1) 一般世帯の資格

次の①～⑨までのすべての条件に該当することが必要です。

- ① 申込者は原則として成人であること。
- ② 申込者又は同居しようとする者に持ち家のないこと。
(共有名義も含む)
ただし、事情がある方は事前にご相談ください。
- ③ 小田原市内に令和5年3月1日以前から住民登録されている方で、継続して1年以上居住していること。
ただし、海外引揚者及びハンセン病療養所入所者等については、必要な証明書を提出されれば市民となった日から申込資格を認めます。



- ④ 市税等の滞納がないこと。

・市税等の内容：市県民税、固定資産税（都市計画税含む）、軽自動車税、市営住宅使用料

- ⑤ 夫婦（婚約者、内縁関係及びパートナーシップ登録制度の登録者を含む）または親子を主体とした家族であること。

(注1) 母子または父子家庭で申し込む場合は、戸籍上配偶者がいないことが条件です。単なる別居での申し込みはできません。

(注2) 兄弟だけの申込み（両親死亡の場合を除く）、両親のうち1人だけと同居するなど、家族を不自然に分割しての申込みはできません。

(注3) 婚約者と申込みをする場合には、申込時に婚約証明、入居許可日までに婚姻した旨の証明書を提出されないと入居できません。

(注4) 内縁関係にある者とは、戸籍上配偶者がなく、住民票の写しの続柄に「妻（未届）」または「夫（未届）」とある方です。

(注5) パートナーシップ登録制度の登録者については、登録証明書又は登録事実証明書の掲示がないと申込みはできません。

- ⑥ 世帯の月収額が、次の収入基準内であること。

原則階層	0 ～ 158,000円 以下
裁量階層	0 ～ 214,000円 以下

(注1) 『裁量階層』とは、高齢者世帯、障がい者世帯または、子育て世帯など一定の条件に当たる方のいる世帯で、それ以外の場合は、『原則階層』の欄になります。

※高齢者世帯・・・申込者が60歳以上で、同居しようとする家族全員が「18歳未満または60歳以上」であること。

※障がい者世帯・・・申込者または同居しようとする方が、1級から4級の身体障害者・1級2級の精神障害者または同程度の障害と認められる知的障害者の方。

※子育て世帯・・・同居しようとする中に小学校就学前の子どもがいる世帯。

(注2) 月収額とは、1年間の総所得金額から8ページの控除額を引いた額を、1か月当たりにした金額で、入居する方全員の所得が対象となります。

(注3) 月収額の求め方については、7～10ページ『7 月収額（収入基準）の計算』を参照してください。

⑦ 現在、住宅に困っている理由として、次のいずれかに該当すること。

- ア 住宅以外の建物または場所に居住している方。
- イ 日常生活をするのにあたり危険または衛生上有害な建物に居住している方。
- ウ 間取りや世帯構成から見て、同居生活に不適當な住宅に居住している方。
- エ 過密な居住環境にある方。
- オ 家主から正当な理由による立ち退き要求を受けている方。(家賃滞納は認めない)
- カ 収入に比べ家賃が高い方。
- キ 住宅がないために親族(婚約者を含む)と同居できない方。
- ク その他の理由により非常に住宅に困っている方。

*すでに市営住宅へ入居している方は、上記ウ・エ・キのいずれかの住宅困窮理由があり、市営住宅の使用料を滞納していないことが条件となります。

⑧ 市営住宅内で他の居住者と円滑な共同生活ができること。

⑨ 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

※東京電力原子力事故により被災された方には、入居の資格の特例がありますので、詳しくは、建築課市営住宅管理係にお問い合わせください。

(2) 単身者の資格

単身者で申込みのできる方は、戸籍上配偶者がなく(⑧を除く)、さらに次の①～⑨のいずれかにあてはまる方です。そのほかの条件としては『(1) 一般世帯の資格』の⑤を除く①～⑨のすべてに該当する必要があります。

また、申込みできる住宅は限定されますので、14ページの『単身世帯でも申し込める住宅』の欄をご覧ください。

日常生活において、常時の介護を必要とする高齢者・身体障がい者等の方でも、常時の介護を受けることができる介護体制が整っていれば申込みできます。なお、必要に応じて個々に書類を提出していただきます。

① 60歳以上の方	令和6年3月1日現在60歳以上の方。
② 障がいのある方 (手帳の提示が必要となります。)	身体障害者手帳の交付を受け、その等級が1～4級の方。 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その等級が1～3級の方。 (精神障がいのある方で1～3級の年金証書を交付されている方を含みます) 療育手帳の交付を受け、その程度がA1・A2・B1・B2の方。 (知的障がいのある方でこれと同等の年金証書を交付されている方を含みます)
③ 戦傷病者	戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の特別項症から第6項症までの方と第1款症の方。
④ 原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方。
⑤ ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等。
⑥ 生活保護利用者又は中国残留邦人等	生活保護利用者、又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律による支援給付を受けている方。

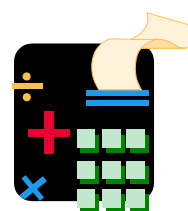
⑦ 引揚者	海外から引揚げて5年未満の方。
⑧ DV 被害者	配偶者暴力相談支援センターの一時保護、又は婦人保護施設の保護が終了した日から起算して5年を経過していない方。配偶者に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内の方。
⑨ 東京電力原子力事故被災者	平成23年3月11日時点で、「福島復興再生特別措置法」に規定する避難指示区域に居住していた方、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」に規定する支援対象地域に居住していた方。

7 月収額（収入基準）の計算

月収額とは、世帯の1年間の総所得金額から該当する控除額を差引き、12で割った額です。『申込書』の4ページにも計算欄がありますが、次の点に注意してください。

- ◆月収額は、基準日である令和6年3月1日の状況で計算します。
…例えば、令和6年3月1日以降に退職の予定でも、申込時には収入があるものとして計算されます。

- ◆入居する家族（婚約者を含む）の2人以上に収入がある場合
…それぞれの年間所得金額を合算した後、通常の計算を始めてください。



- ◆年金所得がある場合
…国民（老齢）年金、厚生（老齢）年金、恩給、各種共済年金の収入については、10ページ『(4) 年金所得の場合』の表を参照してください。

- ◆所得税法による非課税対象
…生活保護費、雇用保険、労災保険、仕送り、休業補償、遺族年金、障害年金などの収入は、計算の対象とはなりません。

(参考) 収入基準早見表

※ 給与収入の方又は事業所得の方で、入居しようとする家族の中に収入のある方が1人で、親族控除のみの場合のおおよその目安です。

区分 人数	給与収入の場合 (源泉徴収票の支払金額)		事業所得の場合 (必要経費差引後)	
	原則階層	裁量階層	原則階層	裁量階層
単身者	2,967,999 円以下	3,887,999 円以下	1,896,011 円以下	2,568,011 円以下
2人世帯	3,511,999 円以下	4,363,999 円以下	2,276,011 円以下	2,948,011 円以下
3人世帯	3,995,999 円以下	4,835,999 円以下	2,656,011 円以下	3,328,011 円以下
4人世帯	4,471,999 円以下	5,311,999 円以下	3,036,011 円以下	3,708,011 円以下
5人世帯	4,947,999 円以下	5,787,999 円以下	3,416,011 円以下	4,088,011 円以下

(1) 控除の対象について

次の区分に該当する方は、世帯の所得金額から該当する控除額すべてを差し引いてから、月収額を計算してください。

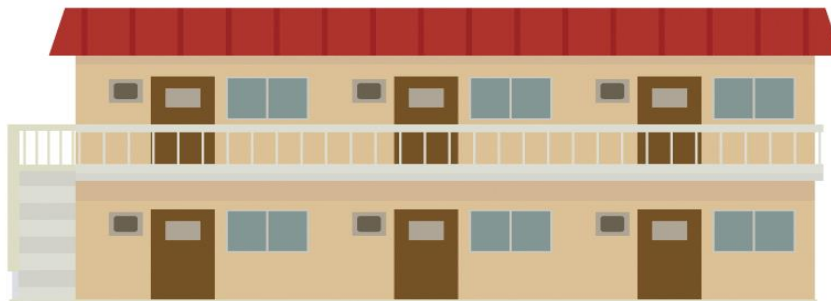
区 分	控 除 を 受 け ら れ る 方	控 除 額 (一人につき年額)
親 族 控 除	入居しようとする親族（婚約者及び内縁関係にあるものを含む）のうち申込本人以外の方および同居しない所得税法上の扶養親族	38万円
老人扶養控除・ 老人配偶者控除	70歳以上の扶養親族または老人控除対象配偶者	10万円
特定扶養親族控除	16歳以上23歳未満の扶養親族（配偶者を除く）	25万円
寡 婦 控 除	所得税法上の「寡婦」と認定されている場合	27万円限度 (注1、注3)
ひとり親控除	所得税法上の「ひとり親」と認定されている場合	35万円限度 (注2、注3)
特別障害者控除 又は 障 害 者 控 除	入居者または遠隔地扶養親族に重度の障がい者がいる場合（身体障害1～2級・精神障害重度）	40万円 (注4)
	入居者または遠隔地扶養親族に障がい者がいる場合（特別障害者以外）	27万円 (注4)

(注 1) 控除対象者の所得金額が27万円未満のときはその額が控除額。

(注 2) 控除対象者の所得金額が35万円未満のときはその額が控除額。

(注 3) 寡婦控除とひとり親控除とは、重複して控除できません。

(注 4) 特別障害者控除と障害者控除とは、重複して控除できません。



(2) 給与所得の場合

仕事を始めた時期によって、計算の方法が異なります。

- ① まず、次のどれに該当するか確認し、『年間総収入金額 (A)』を求めます。

仕事を始めた時期	年間総収入金額 (A)
(ア) 現在の勤務先に令和4年1月1日以前から引き続き勤務している方	令和4年分源泉徴収票の「支払い金額」
(イ) 令和4年1月2日以後に就職し、現在までに1年以上勤務している方	勤務した <u>翌月から1年間</u> の総収入額
(ウ) 現在までの勤務期間が1年に満たない方	勤務した <u>翌月から今年2月までの収入金額</u> から推計した年間総収入 $\left[\frac{\text{総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務月数}} \right] \times 12 + \text{賞与}$
(エ) 現在の勤務先に勤めて、まだ1ヶ月分の給与を受けていない方	<u>雇用条件</u> に基づき支給予定の1ヶ月分の給与を1.2倍した推定年間総収入額

※ (イ) と (ウ) の場合は申込書3ページ「②月別収入証明」、(エ) の場合は「①雇用条件証明」の欄に、勤務先での記入・押印が必要です。

- ② 次に、申込書4ページを用いてAから給与所得控除をして、『年間所得金額 (B)』を求めます。
- ③ 世帯全員の所得Bを足します。
- ④ 8ページの控除対象に該当すれば、すべて差し引きます。
- ⑤ これを1.2で除した額が、世帯の月収額になります。

月収額の計算例

	収入A	所得B	親族控除	その他控除
本人	給与 300万円 → 192万円	—	—	—
配偶者	給与 115万円 → 50万円	△38万円	—	—
子2.4歳	給与 150万円 → 85万円	△38万円	—	—
子1.9歳 (学生)	0円	△38万円	特定扶養	△25万円
母6.7歳	年金 140万円 → 20万円	△38万円	—	—
合計		347万円	△152万円	△25万円

☆ 月収額 = (所得計347万円 - 控除計177万円) ÷ 1.2月 = 141,666円
(158,000円以下なので申込みできます)

(3) 事業所得の場合

事業を始めた時期により計算の方法が異なりますが、まず、必要経費控除後の**所得B**を求め、「(2) 給与所得の場合の③」以降は同様に計算します。

開業等の時期	計算のしかた
令和4年1月1日以前から引き続き現在まで同じ事業をしている方	令和4年分の確定申告書控の「年間所得金額」を参照
令和4年1月2日以後に現在の事業を始めた方	事業を開始した翌月からの所得金額を基に計算する。収入期間のとり方などは「(2) 給与所得の場合」と同様

※「令和5年度課税証明書」または「確定申告書控」を提出してください。

(4) 年金所得の場合

2種類以上の年金を受給しているときは、合計してから計算します。法律により非課税とされている**障害年金、遺族年金、福祉年金等は所得金額に加算しない**てください。

受給者の年齢	公的年金などの年間総収入額	年間所得金額の計算 (B)
65歳以上の方	1,100,000円 まで	所得は 0
	1,100,001円 から 3,299,999円 まで	(年間総収入金額) - 1,100,000円 - 10万円 =
	3,300,000円 から 4,099,999円 まで	(年間総収入金額) × 0.75 - 275,000円 - 10万円 =
	4,100,000円 から 7,699,999円 まで	(年間総収入金額) × 0.85 - 685,000円 - 10万円 =
65歳未満の方	600,000円 まで	所得は 0
	600,001円 から 1,299,999円 まで	(年間総収入金額) - 600,000円 - 10万円 =
	1,300,000円 から 4,099,999円 まで	(年間総収入金額) × 0.75 - 275,000円 - 10万円 =
	4,100,000円 から 7,699,999円 まで	(年間総収入金額) × 0.85 - 685,000円 - 10万円 =

8 公開抽選

同一日に、同一の住戸に複数人の申込者（適格者）がいた場合、抽選によって当選者を決定します。

◆日 時 4月12日（金）午前10時から

◆場 所 市役所6階 601会議室

◆抽選方法 複数人の申込者がいる住宅ごとに、あらかじめ割り振った抽選番号により当選者を決定します。抽選は立会人のもと職員が行います。

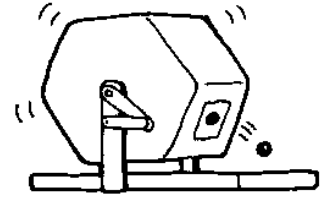
***当日は必ず出席していただきます（代理人可）。**

欠席されますと、申込みを辞退したとみなし、落選となります。

※ 公開抽選会に出席される際は、**必ず入居適格者決定通知をご持参**ください。

※ 当選者には、**4月17日（水）頃に、入居者決定通知書を発送**します。

※ 落選した方には連絡をしませんので、ご承知おきください。



9 入居の手続き

(1) 入居説明と入居手続き

入居が決定した方には、次のとおり入居手続きの説明会を行います。

◆日 時 4月30日（火）午前10時から

◆場 所 市役所6階 601会議室

(2) 入居手続き

◆受付期間 4月30日（火）～ 5月20日（月）

※受付は平日午前9時～午後5時

◆場 所 市役所5階 建築課（黄色通路）

◆持 ち 物 戸籍全部事項証明（戸籍謄本）、印鑑等

この期間内に手続きをされない場合は、入居決定を取り消しますのでご注意ください。

(3) 部屋の確認

入居決定を受けた方には、入居手続き後に、入居決定した部屋の下見及び確認期間を設けますので、希望者をご相談ください。

(4) 敷 金

手続き書類を提出していただいた際、市営住宅敷金の納入通知書をお渡しします。入居許可書をお渡しするまでの間に、**家賃の3か月分**を納入してください。

(5) 入居許可

◆入居許可日 6月1日（土）

◆入居許可書の発行と部屋のカギ渡しは、5月30日（木）に行います。

※原則として、許可日から7日以内に入居していただきます。

※入居後10日以内に、新しい住民票の写しを添えて「入居完了届」を提出していただきます。

10 申込み及び入居の注意事項

(1) 申込みにあたっての注意

- ① 申込書の記載内容が事実と違っていたり、不正な申込みをしたときは、入居決定後でも入居許可を取り消します。
- ② 入居決定後、入居の権利を他人に譲り渡したり、本人以外の名義に変えることはできません。
- ③ 申込書の入居予定の家族欄に記入されていない方は入居できません。ただし、申込み後に出生した子は入居可能です。なお、入居する時に同居する家族が変更になるときは、入居を取り消します。例えば、家族向け住宅への入居者が1人になってしまった場合は、失格となります。

(2) 入居にあたっての注意

- ① 住宅内では犬、猫、鳥などの動物は飼育できません。
飼育した場合は、住宅明渡しの請求をします。

身体障がいの認定を受けている方で身体障害者補助犬が必要な場合は、建築課にご相談ください。



- ② 駐車場については、原則、民間駐車場をご自分で確保してください。
ただし、蓮正寺・葭田・かすみのせ・螢田・浜・浅原住宅のみ空き区画がある場合には、使用の申込みができます。(詳しくは、建築課まで連絡をしてください。)
- ③ 家賃の納付については、「口座引落し」の手続きを銀行等でしていただきます。
- ④ 自治会は、自分の住んでいる地域は自分たちの力で住みやすくするために、共有部分（敷地内の通路や公園）の管理や災害時の共助組織として自らが主体となって様々な活動に取り組んでいる団体です。入居後は速やかに自治会に加入していただきます。
- ⑤ 階段灯、外灯、共同水道、給水ポンプなどの電気料金及び排水溝の清掃などにかかる費用（共益費）は、入居者負担となりますので、必ずお支払いください。
共益費は、住宅により取扱いが違いますが、多くの場合、自治会が管理する仕組みになっております。(住宅によっては、共益費と自治会費を一括に集められている場合があります。)
※蓮正寺・橘・螢田・かすみのせ・葭田・浜・柳町・久野住宅の階段灯、外灯はLED化されています。
- ⑥ 浅原住宅以外の住宅には、浴室に浴槽・風呂釜は付いていませんので、各自で手配するようになります。

※風呂釜を設置する際に、事前に必ず「ガス機器設置・変更承認申請書」を提出してください。

※住宅明渡しの際に、設置した浴槽・風呂釜は自己負担で撤去していただきます。

- ⑦ ガス漏れ警報器は必ず付けていただきます。

(3) 家賃と収入申告について

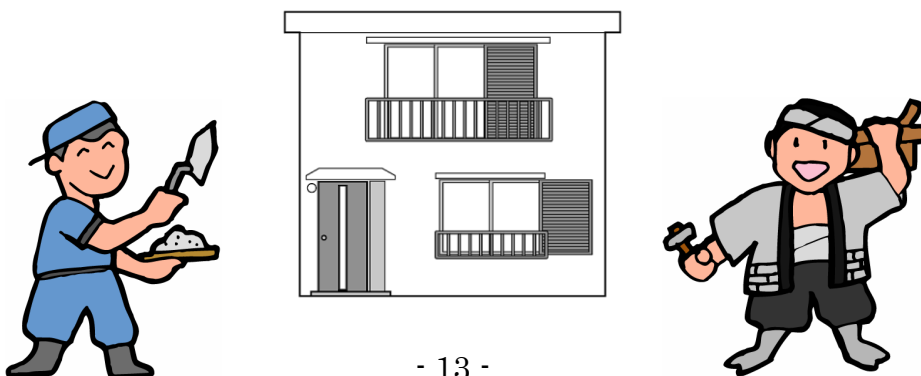
- ① 家賃は、入居世帯の収入額に応じて、毎年決定されます。したがって、入居後も、**毎年世帯の収入を申告していただきます。申告をされないと、民間アパート並の家賃となります。**
- ② **家賃を3か月以上滞納したときは、住宅明渡しの請求をします。**
- ③ 入居後3年を経過し、世帯の月収額が収入基準額（5ページ）を超えた場合は、住宅の「明渡し努力義務」が生じます。
- ④ 入居後5年を経過し、一定の月収額（313,000円）を超える**高額所得者**として認定されたときは、一定の期間を定め、退去していただきます。

(4) 修繕区分について

- ① 空き家募集のため、原則として現状で入居していただきます。（基本的な修繕は完了しています。）
- ② 入居後、日常生活において消耗したものの**軽易な修繕（水道蛇口のパッキン交換、トイレの止水不良の修理、排水管の詰りなど）は、入居者の負担となります**（通常損耗によるものも含む）。
- ③ 給水管、排水管、建物本体などの修繕が必要なときは、市が修繕を行いますので、ご連絡ください。
- ④ **住宅を退去するときは、入居期間にかかわらず入居者の負担で畳の表替えもしくは新調、襖の張替えの修理をしていただきます。また、壁が特に汚れている場合は塗替えの修理をしていただく場合があります**（通常損耗によるものも含む）。

(5) 改修工事等への協力について

入居中に、外壁や給排水管等の大規模の改修工事を行うことがあります。工事期間中は作業員の室内への立入り、騒音、振動等が伴いますが、建物の維持管理に必要なため、入居者の皆さんにはご協力をいただきます。



1 1 募集住宅一覧表

<募集戸数 14戸 >

- * 一般世帯は、**番号 1～14**の住宅から1住宅を選んでください。
- * 単身世帯は、**番号13～14**の住宅から1住宅を選んでください。
- * ※ [特別空家] この住宅は、**人身等の事故があった住宅**です。

～ 申込方法 ～

- 1 表から1つ入居希望住宅を選んで、申込書の**番号欄**にその番号と住宅名を記入してください。
- 2 家賃は月収額が0～158,000円の方で4種類、裁量階層(P5参照)の方は0～214,000円の間で6種類あります。

番号	住宅名	号棟	部屋番号	階数	間取り	広さ	建設年度	トイレ	ガス	月収額ごとの家賃 (円)					
										～104,000	～123,000	～139,000	～158,000	～186,000	～214,000
1	かすみのせ	3	42	1階	3DK	57.1㎡	S56	洋	都	18,700	21,600	24,800	27,900	31,900	36,800
2	かすみのせ	3	70	5階	3DK	57.1㎡	S56	洋	都	18,700	21,600	24,800	27,900	31,900	36,800
3	かすみのせ	4	86	4階	3DK	57.1㎡	S57	洋	都	19,000	22,000	25,100	28,400	32,400	37,400
4	柳町	3	43	2階	3DK	57.1㎡	S62	洋	都	20,100	23,300	26,600	30,000	34,300	39,600
5	柳町	3	47	3階	3DK	57.1㎡	S62	洋	都	20,100	23,300	26,600	30,000	34,300	39,600
6	柳町	4	59	3階	3DK	57.1㎡	S62	洋	都	20,100	23,300	26,600	30,000	34,300	39,600
7	柳町	5	82	4階	3DK	57.1㎡	S63	洋	都	20,400	23,600	27,000	30,400	34,800	40,100
8	柳町	6	96	2階	3DK	57.1㎡	S63	洋	都	20,400	23,600	27,000	30,400	34,800	40,100
9	柳町	6	106	4階	3DK	57.1㎡	S63	洋	都	20,400	23,600	27,000	30,400	34,800	40,100
10	柳町	6	107	4階	3DK	57.1㎡	S63	洋	都	20,400	23,600	27,000	30,400	34,800	40,100
11	浅原	1	126	2階	3DK	59.6㎡	H4	洋	都	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800
12	浅原	2	224	2階	3DK	59.6㎡	H5	洋	都	24,100	27,900	31,900	35,900	41,100	47,400

☆単身世帯でも申し込める住宅

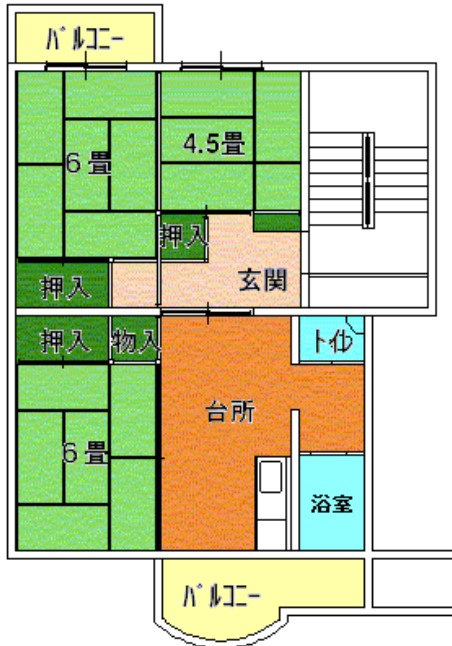
番号	住宅名	号棟	部屋番号	階数	間取り	広さ	建設年度	トイレ	ガス	月収額ごとの家賃 (円)					
										～104,000	～123,000	～139,000	～158,000	～186,000	～214,000
13	螢田	12	357	5階	2K	33.6㎡	S47	洋	都	9,600	11,000	12,600	14,200	16,300	18,800
14※	久野	1	22	4階	3K	36.4㎡	S38	和	都	10,500	12,200	13,900	15,700	17,900	20,700

12 募集住宅の間取り

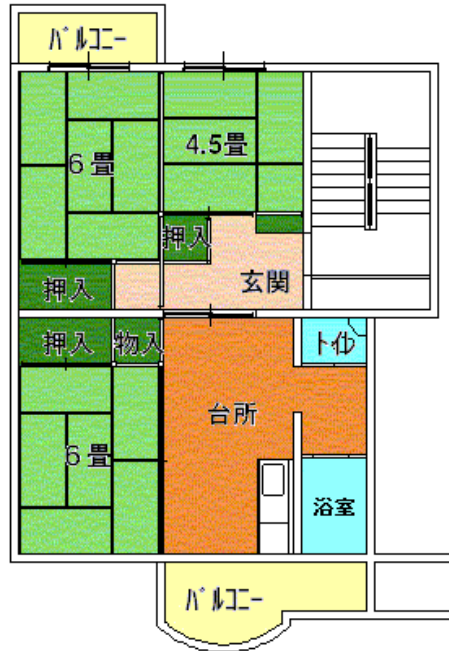
☆部屋の広さ及び配置、押入れの位置等は、部屋によって多少異なる場合があります。

☆トイレの表記 水 洗：全住宅

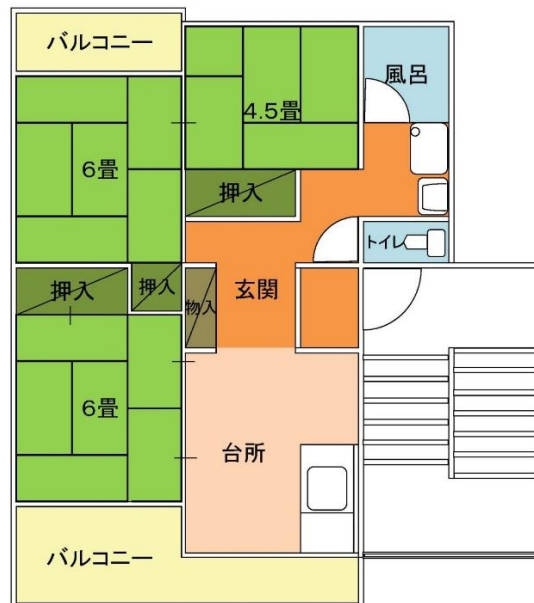
1・2・3 かすみのせ (3DK 57.1㎡)



4・5・6・7・8・9・10 柳町 (3DK 57.1㎡)

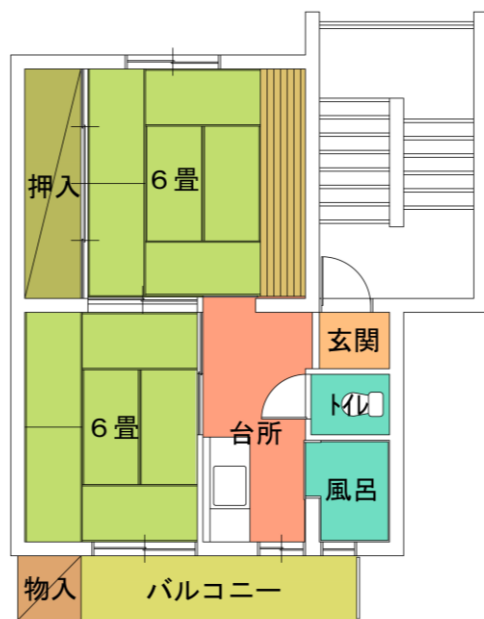


11・12 浅原 (3DK 59.6㎡)

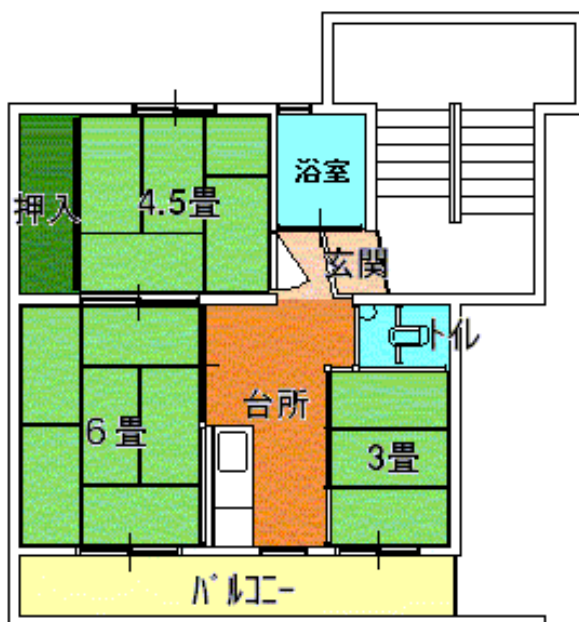


☆単身世帯でも申し込める住宅の間取り

13 螢田 (2K 33.6㎡)



14 久野 (3K 36.4㎡)



市営住宅一覧表

※同じ住宅内でも、棟によって家賃は多少異なります。この表の家賃は概算額です。

※月収額の範囲にあてはまるところがあなたの世帯が入居した時の概算の家賃です。

住宅名	構造 (中層耐火)	建設年数	管理戸数	間取り	住所	交通機関		月収額ごとの概算家賃					
								～104,000	～123,000	～139,000	～158,000	～186,000	～214,000
橋	4階建	S46～47	28	3DK	中村原 708	バス停 診療所前	徒歩1分	10,600	12,300	14,100	15,900	18,100	20,900
浜	5階建	S55～58	76	3DK	酒匂 3-16-21	バス停 酒匂三丁目	徒歩5分	18,500	21,400	24,400	27,600	31,500	36,400
蓮正寺	5階建	S52～54	140	3K,3DK	蓮正寺 821	小田急線 蛭田駅	徒歩3分	16,700	19,200	22,000	24,800	28,400	32,700
蛭田 3DK	5階建	S45～49	370	3DK	蓮正寺 528		徒歩8分	12,800	14,700	16,900	19,000	21,800	25,100
蛭田 3K	5階建			3K				11,100	12,800	14,600	16,500	18,900	21,800
蛭田 2K	5階建			2K				9,700	11,200	12,900	14,500	16,600	19,100
かすみのせ	5階建			S55～57				110	3DK	蓮正寺 647	徒歩10分	19,000	22,000
よしだ 霞田 3DK	5階建	S50～52	98	3DK	蓮正寺 602		徒歩4分	14,600	16,800	19,300	21,700	24,800	28,700
よしだ 霞田 2DK	5階建			2DK				12,300	14,200	16,200	18,300	20,900	24,100
柳町	4階建	S61～H1	134	3DK	栢山 1046		小田急線 富水駅	徒歩8分	20,700	23,900	27,400	30,900	35,300
久野	4階建	S38～39	48	3K	久野 677	小田急線 足柄駅	徒歩15分	10,600	12,300	14,100	15,900	18,100	20,900
浅原	5階建	H4～6	76	3DK	曾比 3200	小田急線 栢山駅	徒歩13分	24,100	27,900	31,900	35,900	41,100	47,400

※高齢者世帯、障がい者世帯等は、この枠まで入居資格が拡大されます。

市営住宅募集についてのお問い合わせは

小田原市 建築課 市営住宅管理係

Tel 0465-33-1553

小田原市ホームページ

サイト内検索

P04289

検索

<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/municipality/c-planning/housingp/siei/>



県営住宅募集についてのお問い合わせは

(一社) かながわ土地建物保全協会 公営住宅課 入居者募集担当

Tel 045-201-3673 Fax 045-201-8405